

写

事 務 連 絡

平成27年10月7日

各県農林水産部園芸担当課長 殿

東北農政局生産部園芸特産課長

台風23号接近に伴う園芸作物の被害防止に向けた技術指導の
徹底について

気象庁発表の台風に関する気象情報（平成27年10月7日12時45分発表）によると、大型の台風23号は、太平洋側を北へ進んでおり、今後の接近に伴い、強風等の影響により、果樹の落果など農作物や農業施設への被害が懸念される所です。

このため、「暴風による果樹等の被害防止に向けた技術指導の徹底について（平成27年10月1日付け27北生第1236号 東北農政局生産部長通知）」に留意の上、作物の被害を最小限に抑え、生育の回復等を図るため適切な対応が行われるよう、貴県内関係機関、団体、農業者等に対して御指導願います。

担当： 東北農政局生産部園芸特産課

農政調整官（果樹振興）紺野

TEL：022-263-1111（内線）4430

FAX：022-217-4180

(参考)

【機密性 1 情報】

27北生第1236号

平成27年10月 1日

各県農林水産部長 殿

東北農政局生産部長

暴風による果樹等の被害防止に向けた技術指導の徹底について

このことについて、別添写しのとおり平成27年9月30日付け27生産第1882号をもって農林水産省生産局農産部園芸作物課長から通知があったので、御了知の上、適切な対応が行われるよう、貴県内関係機関、団体、農業者等に対してご指導願います。

担当： 生産部園芸特産課

農政調整官（果樹振興） 紺野

TEL：022-263-1111（内線）4430

FAX：022-217-4180

(別添写)

27生産第1882号
平成27年9月30日

東北農政局生産部長 殿

生産局農産部園芸作物課長

暴風による果樹等の被害防止に向けた技術指導の徹底について

気象庁発表の全般気象情報（平成27年9月29日15:00発表）によると、10月1日から3日にかけて低気圧が急速に発達しながら日本海を北東に進む見込みであり、北日本を中心に大荒れとなるおそれがあり、強風による農作物への影響が懸念される所である。

このため、今後の気象状況に十分留意するとともに、農作物への影響軽減を図るため、「農業技術の基本指針」（平成27年改定）（平成27年3月30日公表）（http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kihyo03/gityo/g_kihon_sisin/sisin27.html）を踏まえ、下記について、各地域の状況に応じた迅速かつ適切な対応が行われるよう、貴局管内の県に対し、技術指導の徹底を図られたい。

記

【園芸作物全般】

1. 事前の対策

- (1) 施設やほ場周辺の点検、排水路の清掃を行うこと。
- (2) 温室、育苗・集荷施設等については、強風に備えて、取り付け金具の緊張、抑えひもによる固定、妻面の補強等の防風対策に努めるとともに、飛来物による損傷を防止するために施設周辺の清掃、防風網の設置等に努めること。

2. 被害拡大防止のための対策

強風が収まった後は、速やかに施設、機器の点検を行い、補修や修理が必要な場合には適切な処置を行うこと。

【野菜】

1. 事前の対策

定植後の幼苗期は、支柱等により倒伏を防止すること。支柱やネットを設置している作物は、確実に固定されているか確認し、必要に応じて補強しておくこと。また、べたがけ資材の利用等により被害回避に努めること。

2. 被害拡大防止のための対策

- (1) 強風等による被害を受けたほ場においては、土寄せ、追肥、液肥の葉面散布等により生育の回復に努めるとともに、病害虫の発生を防止するため、折損した茎葉の除去と適切な薬剤散布を行うこと。
- (2) 果菜類では、根傷みによる草勢低下を防ぐため摘果や若どりにより着果負担を軽減すること。

【果樹】

1. 事前の対策

- (1) 強風に備えて事前に防風網や果樹棚支柱、マルチ資材、ハウス施設の点検・補修・補強を行っておくこと。また、倒伏しやすい樹体や枝は支柱により補強すること。
- (2) 収穫可能な果実はある限り収穫しておくこと。その際、農薬散布から収穫までの経過日数に留意すること。

2. 被害拡大防止のための対策

- (1) 被害程度に応じて、折損した枝の修復や被害果の摘み取り、せん定及び摘果を実施し、生育の回復に努めるとともに、病害虫の防除を適切に実施すること。強風による倒伏や枝裂けが起こった場合には適切な処置を行うこと。また、落葉が激しい場合には樹脂病等の発生に注意し、被害程度に応じて白塗剤の塗布等を行うこと。
- (2) 落下した果実については、農薬散布から収穫までの経過日数に留意し、必要に応じて低温保管、選別の徹底、早期出荷等に努めること。また、りんごについては、果汁のパツリン汚染を防止するため、土壌に触れた果実は、原則、果汁原料用には利用せず、やむを得ず利用する場合には、低温保管、早期利用、腐敗果の除去等に努めること。